## 事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現状

### (1) 地域の災害リスク

### 【地震】

清水町に影響を及ぼす可能性のある地震は、北海道が平成23年6月に設定した31地震193断層モデルのうち、道東地方の想定対象となっている6地震9断層モデルである。 とりわけ、最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は「十勝平野断層帯主部(モデル30\_3)」であり、最大震度5.5 (震度6弱)が想定されている。

また、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会平成27年度地震被害想定調査結果報告書によると、「十勝平野断層帯主部(モデル30\_3)」地震では、清水町の人的被害として死者及び重傷者1人未満・軽症者2人、建物被害として全壊1棟未満・半壊31棟が予測されている。

	最		人的	被害		建	書		
想定地震	大震度	総数	死者数	重傷者数	軽傷 者数	総棟数	全壊棟数	半壊棟数	採用値
十勝平野断層帯主部 (モデル45_2)	5. 6	0	1未満	1未満	1未満	13	1未満	13	冬の早朝、 冬の夕方
十勝平野断層帯主部 (モデル45_5)	5. 6	1	1未満	1未満	1	20	1未満	20	冬の早朝
+勝平野断層帯主部 (モデル30_3)	5. 5	2	1未満	1未満	2	31	1未満	31	冬の早朝
石狩低地東縁断層帯主 部(北)(深さ7km)	5. 0	0	1未満	1 未満	1 未満	0	1未満	1未満	夏の昼間
十勝沖の地震	5. 5	2	1 未満	1未満	2	26	1未満	13	冬の早朝、
三陸沖北部の地震	5. 0	0	0	0	0	0	1未満	1未満	全パターン

(北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会 平成 27 年度地震被害想定調査結果報告書より)

## 【水害】

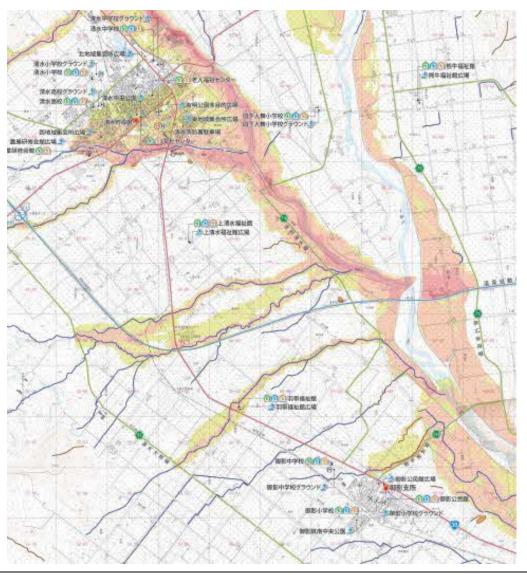
清水町においては、過去、台風や低気圧による大雨などにより、洪水被害を経験している。災害の都度、河川改修などの整備が進み、水害発生の頻度が減少するなど洪水対策の改善が図られてきたところであるが、近年の異常気象等の影響によりゲリラ豪雨が多発するなどの状況もある。平成28年8月には、複数の台風が上陸し、下線氾濫・低地浸水等により甚大な被害(行方不明者2名・住家全壊6戸・被害額18,319百万円等)があったところである。

また、清水町災害時業務継続計画でも、水害の被害想定として十勝川及びペケレベツ川の河川氾濫などが想定(下記避難勧告等目安)となっており、河川沿いの広範囲に渡って、大規模な被害が予想される(清水町防災ガイドマップ参照)。

### <避難勧告等目安>

十勝川流域72時間総雨量279mmにより十勝川が氾濫した場合 避難勧告等の発令対象…十勝川 沿線住民約50世帯160人 ペケレベツ川流域24時間総雨量493mmにより十勝川が氾濫した場合 避難勧告等の発令対象…ペケレベツ川 沿線住民約1,900世帯3,600人

<清水町防災ガイドマップ保存版(令和元年6月)より一部抜粋>



### 【感染症】

令和2年2月頃より全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症については、清水町 内でも大きな影響を及ぼした。町民一人一人の健康被害はもとより、外出自粛等の影響か ら町内飲食店・小売店などの売上が減少するなど、経済活動に多大な被害をもたらすもの である。

また、今後も、新型コロナウイルス感染症に限らず、同様の感染症が流行する可能性が あり、そのリスクを考慮していく必要がある。

### 【その他 (清水町の気象概況)】

清水町の気象概況として、内陸性の傾向を有し、真夏期(8月)平均気温が約20度、厳 寒期(1月)平均気温がマイナス約6.5度、年間平均気温が約6.6度となっている。 また、降水量は最大期(8月)で196.7mm、年間で1129.6mmとなってい る。(清水町地域防災計画より。)

### 【参考(過去(平成20年代以降)自然災害記録)】

発生年月日	種別	地域	詳細
平成23年 3月11日	地震	町内一円	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) 震度 4
平成25年 2月 3日	地震	町内一円	十勝地方中部を震源とする地震 震度5弱
平成28年 8月30日	台風	町内一円	大雨によるペケレベツ川等氾濫被害 行方不明者 2 名、住家全壊 6 戸、半壊 8 戸 作物被害 3,279ha、農地被害 203ha 町内 34 か所通行止め、2,962 戸水道断水 210 戸農業用水断水、被害額 18,319 百万円

(清水町地域防災計画より一部抜粋)

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数

366人(独自データ(令和2年度全国商工会連合会実態調査))

・小規模事業者数 343人(平成26年経済センサス)

	業	種		商工業者数	小規模事業者数	備考
	建	設	業	5 2	4 6	町内に広く分散
	製	造	業		2 7	II
商工業者	卸	卸 売 業		1 1	7 9	II
	小	売	業	8 3	7 9	市街地に集中
	飲食業・宿泊業		5 8	5 3	JJ	
	サーヒ゛	ス業・そ	の他	1 3 1	1 3 8	町内に広く分散

### (3) これまでの取組

### 1)清水町の取組

項目	年 月	備 考
清水町災害時業務継続計画策定	平成31年 3月	災害時に行政自らも被災した
		場合の対応を定めた。
清水町地域防災計画策定	令和 3年 2月	災害対策基本法第42条の規定
		に基づき、清水町防災会議が作

成する計画であり、清水町の地
域において、予防、応急及び復旧
対策等の災害対策を実施する
にあたり清水町及び防災関係機
関が、その機能のすべてをあげ
て住民の生命、身体及び財産を
災害等から保護するため、その
対策について定めた。

### 2) 清水町商工会の取組

項目	年 月	備考
BCP策定セミナー (年3回)	令和 3年10月	小規模持続化補助金ビジネスコミ
	~ 4年 2月	ュニティ型の採択を受け、事業者
		のBCP策定を支援するセミナー
		を開催。

### 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制 やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウ ハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。 (想定される感染症対策:予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策(保険等))

#### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化 計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告 ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに 拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築 する。
- · 成果目標

-	業種		商工業者数 小規模事業者数 _		策定目標(事業継続力強化計画)						
7	未 /	1里	(独自データ)	(経済センサス)	R4	R 5	R6	R7	R8		
建	設	業	5 2	4 6	1	0	1	0	1		
製	造	業	3 1	2 7	0	1	0	1	0		
卸	売	業	1 1	7.9	1	1	1	1	1		
小	売	業	8 3	7 9	1	1	1	1	1		
飲食	食業・	宿泊業	5 8	5 3	1	1	1	1	1		

サービス業・そ	の他	1 3 1	1 3 8	1	1	1	1	1
合	丰	366	3 4 3	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制及び他業務との兼ね合い等から、年間5者程度の伴走的な事業継続力強化計画策定支援(事業者へのヒアリングにはじまり、具体性のある計画案策定、専門家等による個別支援などを通じて、商工会と事業者が一緒になり、計画策定をすすめていく支援)が可能と考え、5年の実施期間で25者程度と設定した。なお、あくまで本目標に記載した数値は、商工会が伴走的に計画策定支援を行う事業者の数であり、単にセミナー等で施策情報等の提供を行う事業者や、伴走型支援によらずとも一定程度自らで計画策定を行う事業者は数に含んでいない。

### • 実施目標

項目	目的	目	票
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染 症等リスクを認識させるとともに、事前対策 としての計画策定の重要性を認識させる	セミナーの開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に 支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議、 勉強会の 開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う ための職員の育成と連携を図る	職員会議、 勉強会の 開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に 速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議の 開催	年1回

## 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、 事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

清水町	清水町商工会				
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業				
事業継続力強化計画策定に係る	継続力強化計画策定支援・				
助言・指導	フォローアップ				
災害等リン	スクの周知				
関係団体	との連携				
防災訓練の実施					
応急対策時の対策及び復旧支援					

### (1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染 症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内 部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

## ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等に ついて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

・ 当商工会は、令和5年3月(令和4年度中)までに事業継続計画を策定予定

### ウ. 関係団体等との連携

- ・各種保険会社などと連携し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険 内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

て各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

### エ. フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認 (年1回実施)

光	業種		商工業者数	小規模事業者数		策分	定件数	数		ファ	ナロー	ーアッ	ップロ	回数
未		7里	(独自データ)	(経済センサス)	R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建	設	業	5 2	4 6	1	О	1	0	1	1	0	1	0	1
製	造	業	3 1	2 7	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸	売	業	1 1	7 9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小	売	業	8 3	7 9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食	業・宿	泊業	5 8	5 3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サーヒ゛	ス業・そ	の他	1 3 1	1 3 8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合		計	3 6 6	3 4 3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

・町、商工会、町内関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認 や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行 う。また、評価結果はHP等へ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な 状態とする。

#### オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等 の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓练内索	発災後の連絡手段等の確認
訓練内容	発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	清水町商工観光課商工観光係

### カ. 発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじ め清水町商工観光課商工観光係と協議し、策定する。

### (2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

# ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。 連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール(ショートメール・Eメール等)
  - ③SNS (LINE・メッセンシ ャー)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等 を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・ うがい等の徹底を行う。

・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事から の感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・清水町災害対策本部の方針に従い、清水町商工観光課商工観光係と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚	
	大であると予想される場合	1
	・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員
	・予想されない重大な災害が発生したとき	
	・気象特別警報が発表されたとき	
荷久 元十:	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき	事務局長
警戒	・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災	事務局長
	害の発生が予想されるとき	
	・町内に震度4の地震が発生したとき	経営指導員

・本計画により、清水町商工会と清水町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する		
1週間~2週間	1日に2回共有する		
2週間~4週間	1日に1回共有する		
1ヶ月以降	2日に1回共有する		

・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策 を実施する。

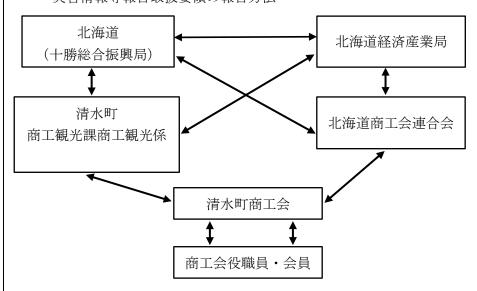
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡 体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生 防止措置に繋げる。
- ・清水町商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有 又は報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・清水町商工会と清水町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、北海道十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

#### •被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について清水町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象と した支援策や相談窓口の開設等を行う。

## (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・清水町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

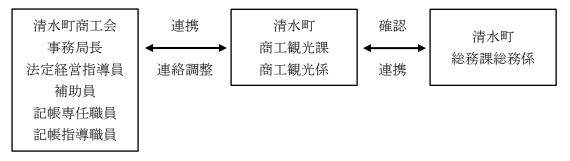
# (6) その他

- ・本計画は、清水町、清水町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

# 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月1日現在)

1 実施体制(商工会と関係市町村の共同体制)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小泉 裕敬

経営指導員 伊藤 雅史

※連絡先は下記3 (1)参照

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

### 【法定経営指導員2名配置の理由】

清水町は、町役場のある中心市街地のほかに、役場支所のある御影地区においても市街地が形成されており、小規模事業者の数では中心市街地が多いが、御影地区においても担当経営指導員を定め経営支援を実施しており、本計画の実施においても、効果的・効率的な経営支援の実施を図るため、それぞれに法定経営指導員を1名ずつ配置し、進捗管理等を行う。

## 3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 清水町商工会

〒089-0136 北海道上川郡清水町本通1丁目1番地2

TEL: 0156-62-2208 FAX: 0156-62-4613

E-mail: simizus@rose.ocn.ne.jp

(2) 清水町商工観光課商工観光係

〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

TEL: 0156-62-2111 FAX: 0156-62-5116 E-mail: rousei@town.shimizu.hokkaido.jp

## 4 その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

# (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

# 1 必要な資金の額

(単位 千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額		200	200	200	200	200
	・専門家派遣費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・パンフ、チラシ作成費	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5
	・防災、感染症対策費	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

# 2 調達方法

調達方法

会費収入、町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。